

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会開催要綱

1 目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成 17 年に施行された石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく措置の徹底を図っているところである。

また、平成 26 年 3 月に公示した「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る留意事項等について規定しているところである。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

このため、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会を数次にわたり開催し、建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

なお、環境省において大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の平成 25 年改正時の附則に基づく 5 年後見直しに係る議論もなされる予定であり、必要に応じてこれら議論も踏まえつつ検討を行う。

2 検討事項

- (1) 建築物の解体・改修等に係る労働者の石綿ばく露防止対策において充実すべき点の検討
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が、別紙 1 の参集者の参集を求めて開催する。また、別紙 2、別紙 3 又は別紙 4 の参集者名簿に記載されている者のうちから、検討事項に応じて参集者の参集を求めて、それぞれ、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会ワーキンググループ」、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会工作物に関するワーキンググループ」、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会船舶に関するワーキンググループ」を開催する。
- (2) 本検討会及び各ワーキンググループには必要に応じ、別紙以外の有識者等の参集を求めることができる。
- (3) 参集者に事故等あるときは、代理の者に参集を求めることができる。
- (4) 本検討会及び各ワーキンググループに座長 1 名を置き、座長はそれぞれの議事を整理する。
- (5) 座長に事故等あるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。

- (6) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。
- (7) 本検討会及び各ワーキンググループの参集者等は、本検討会において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。
- (8) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課と協議の上定める。

4 その他

- (1) 本検討会及び各ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、個人情報、個別企業等に係る内容を扱うときは非公開とすることができる。
- (2) 本検討会及び各ワーキンググループの事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。

別紙1

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 参集者名簿

- 稲村 行彦 (公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事
- 加藤 昌二 (一社) 日本建設業連合会 安全委員会安全対策部会委員
- 古賀 純子 芝浦工業大学建築学科教授
- 小菅 元生 日本労働組合総連合会 労働法制局局长
- 高崎 英人 (一社) 全国建設業協会 環境専門委員会委員
- 鷹屋 光俊 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長
- 田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
- 中村 憲司 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
主任研究員
- 西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
- 村井 孝嗣 (一社) 住宅生産団体連合会 環境委員会委員
積水ハウス株式会社 環境推進部 課長
- 本橋 健司 (一社) 建築研究振興協会会長

(50音順)

(オブザーバー)

国土交通省

環境省

別紙 2 ～別紙 4 (略)